

福岡県医発第1576号（総）
平成16年12月3日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



身体障害者補助犬法の周知について

標記について、福岡県保健福祉部障害者福祉課長より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

16障第2545号
平成16年11月24日

関係各位

福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(在宅福祉係)

身体障害者補助犬法の周知について

本県の障害者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する目的で、「身体障害者補助犬法」が、平成15年10月から全面施行されたところです。公共の施設や公共交通機関のみならず、飲食店等の一般の施設においても補助犬の同伴を拒んではならないとされていますが、別添新聞記事のとおり、法施行後1年たった現在でも補助犬の同伴が充分円滑に行われていない状況にあります。

つきましては、法律の趣旨をご賢察のうえ、補助犬の円滑な受入についてご配慮いただきますようお願い申し上げますとともに、ご多忙中とは存じますが、貴会関係者に対し法律のご理解とご協力についてご周知いただきますよう再度お願い申し上げます。

「身体障害者補助犬法」について

身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬は目や耳、体の不自由な人のために働く盲導犬、聴導犬及び介助犬のことです。

身体障害者補助犬はペットではありません。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された特別な訓練を受けた犬です。

身体障害者補助犬には、補助犬である旨を明らかにする表示がされています。

補助犬の使用者は、補助犬の衛生面や行動について、他人に迷惑を及ぼさないよう管理する義務があります。補助犬は、社会のマナーもきちんと訓練されていますし、手入れも十分注意していますので衛生面でも安心です。

施設等における身体障害者補助犬の同伴等

「身体障害者補助犬法」は、平成14年10月1日に施行されました。身体障害者補助犬の訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに、身体障害者が公共施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための法律です。

平成15年10月1日からは、デパートやスーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設においても同伴を拒んではならないことになりました。

国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければなりません。

※平成16年9月29日（水）西日本新聞朝刊

盲導犬 半数の店拒否

補助犬法 完全施行後も

協会調査

日本盲導犬協会（東京）は、同法の完全施行から丸一年になるのを前に、都道府県、井上幸彦理事長が盲導犬使用者を対象にした調査で、身体障害者補助犬法が完全施行された昨年十月以降、約半数の52％が飲食店などで盲導犬の同伴を拒否された経験があることが二十八日、分かった。調査

は、同法の完全施行から丸一年になるのを前に、都道府県、井上幸彦理事長が盲導犬使用者を対象にした調査で、身体障害者補助犬法が完全施行された昨年十月以降、約半数の52％が飲食店などで盲導犬の同伴を拒否された経験があることが二十八日、分かった。調査

拒否する例があるほか、(各13%)の順に多い(複数は他の利用客が嫌がるから)(48%)「衛生上の性がある」としている。